

排水基準（その2の2）【pH、フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、全クロム、大腸菌数】
 （「上乗せ条例」第4条、第7条の2、第7条の3、別表第4、6）

【印旛沼、手賀沼流域の日平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場】

（単位：mg/L 但し、pHは無単位、大腸菌数はCFU/mL）

業 種 等	全業種・施設（畜舎を除く）
適用規模（日平均排水量）	10 m ³ 以上 30 m ³ 未満
pH	5.8以上8.6以下
フェノール類	5
銅	3
亜鉛	5
溶解性鉄	10
溶解性マンガン	10
クロム	2
大腸菌数	800
特定施設の番号	1の2を除くすべての特定施設

- （注） 1 この表の基準は、印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域に排水を排出し、かつ、1日当たりの平均排水量が10m³以上30m³未満の特定事業場に適用される。（政令別表第1第1号の2に掲げる特定施設（畜舎）を除く。）
 2 「新規」「既存」の区別に関係なく適用される。
 3 印旛沼、手賀沼及びこれらに流入する公共用水域は別図4（P58）のとおりである。